# 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会社会福祉振興基金補助金交付要綱

(総則)

第1条 社会福祉法人群馬県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)は、民間 社会福祉事業振興のために要する費用を補助するため、社会福祉振興基金補助金 (以下「補助金」という。)の交付に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本補助金は、県社協が所管する社会福祉振興基金の原資運用益を基に、県内民間社会福祉事業に対し必要な援助を行うことにより、社会福祉活動の健全な発展を図り、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

# (補助対象事業及び補助額)

- 第3条 補助対象事業は、別に定める「群馬県社会福祉協議会社会福祉振興基金補助金申請要領」に基づき、予め事業計画書(別記様式ア)を提出し、県社協会長 (以下「会長」という。)の承認を得た事業とし、補助額は予算の範囲内とする。
- 2 事業の承認にあたっては、別に定める「社会福祉振興基金の運用に係る取扱要領」第3条に規定する審査委員会において審査を行うものとする。
- 3 急を要するとき、その他やむを得ない理由により審査委員会を開催できないときは、会長は専決により事業の承認を行い、次の審査委員会において報告するものとする。

(内示)

第4条 会長は、前条の事業計画書を承認したときは、補助予定額を内示するものとする。

(交付申請)

第5条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記様式第1号)を県社協の指示する期日までに会長あてに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、審査 のうえ交付決定を行い、補助事業者に交付決定通知書(別記様式第2号)を送付 するものとする。

# (事業の変更の承認)

- 第7条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ事業等変更承認申請書(別記様式第3号)を会長に提出し、 その承認を得なければならない。
  - (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとする場合
  - (2) 補助事業に要する経費の配分を著しく変更しようとする場合
  - (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとする場合

#### (状況報告)

第8条 補助事業者は、会長から補助事業の遂行状況を求められたときは、速やか にその状況について報告しなければならない。

#### (実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後(補助事業の中止を受けた場合を含む。) 1 カ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(別記 様式第4号)を会長に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付額を確定し、補助金を交付するものとする。

## (補助金の使用制限)

第11条 補助事業者は、交付を受けた補助金を補助の目的以外に使用してはならない。

#### (概算払)

- 第12条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書 (別記様式第5号)を会長に提出することができる。
- 2 会長は、前項の請求を適当と認めた場合は、概算払を行うことができる。

#### (関係諸帳票類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした 帳票及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

## (財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した備品についての台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、取得価格が10万円以上のものを補助金交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書(別記様式第6号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、取得後5年を経過したものは、この限りではない。

## (交付決定の取消し)

- 第15条 会長は、補助事業者が次に掲げる事項の一に該当したときは、補助金の 交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき
  - (2) 補助金を他の目的に使用したとき
  - (3) 交付決定の内容もしくはこれに付した条件に違反したとき
  - (4) 補助事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが 不可能もしくは著しく困難であると会長が認めたとき

## (補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助金の交付決定が取り消された場合において、すでに 補助金が交付されているときは、会長の定める期限内に当該取り消しにかかる補 助金を返還しなければならない。

2 補助事業者は、第8条の規定により確定した額を越えて補助金の交付を受けているときは、会長の定める期間内に確定した額を越えている部分に相当する額を返還しなければならない。

(その他)

第17条 この交付要綱の取扱いに関して、特に定めがない事項については、その 都度会長が定めるものとする。

# 附則

- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。